

ひとり親家庭を支援します

閩こども福祉課 ☎443-2055
閩各行政サービスセンター地域福祉課
大沢野☎467-5830 大山☎483-1214
八尾☎455-2461 婦中☎465-2114

子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を受け、子育ての負担増加や収入の減少など大きな困難が生じているひとり親世帯を支援するため、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。児童扶養手当受給資格者と、ひとり親家庭等医療費助成受給資格者には、5月中に案内を送付しました。

【給付対象者】

児童扶養手当の支給要件に該当する児童を監護し、次の

①～③のいずれかに該当する方

①令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けた方

②公的年金などを受給しており、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方(児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る場合に限る)

③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準に減少した方

【給付額】

児童1人当たり5万円

【申請方法】

申請書を、直接、こども福祉課(市役所3階)または各行政サービスセンター地域福祉課へ。

※①に該当する方は、5月中旬に支給済みのため、申請は不要です。

※②③に該当する方は申請が必要です。詳細は、問い合わせてください。

ひとり親家庭の資格取得支援

●高等職業訓練促進給付金

対象/ひとり親家庭の父または母で、看護師(准看護師)、介護福祉士、保育士、理学療法士、美容師、調理師などの資格取得のために一年以上養成機関に通う方

※令和3年度に限り、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに修業を開始し、一定の講座を6カ月以上受講する方も対象となります。

【1】高等職業訓練促進給付金

支給期間/修業する期間(上限4年)

支給額/月額100,000円(市民税非課税世帯)

月額70,500円(市民税課税世帯)

※最終学年時は、月額40,000円加算。

【2】修了支援給付金(カリキュラム修了後)

支給額/50,000円(市民税非課税世帯)

25,000円(市民税課税世帯)

●自立支援教育訓練給付金

対象/ひとり親家庭の父または母で、就職に必要な資格を取るための講座(雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座)を受講する方

支給額/受講費用の6割に相当する額(上限200,000円)

※職業に必要な実践的かつ専門的なものとして指定される講座を受講した場合は上限800,000円(200,000円×修学年数)。

※雇用保険の教育訓練給付資格がある方は、雇用保険給付との差額分を支給します。

各制度の利用を希望する場合は、事前にこども福祉課へ問い合わせてください。

児童手当現況届の提出を

閩こども福祉課 ☎443-2249
閩各行政サービスセンター地域福祉課
大沢野☎467-5830 大山☎483-1214
八尾☎455-2461 婦中☎465-2114

児童手当を受給している方へ、6月中旬に「児童手当現況届」を送付します。期限までに提出してください。

※現況届は、6月1日時点の状況を記載し、児童手当を引き続き受ける要件を満たすかどうかを確認するためのものです。案内が届かない場合は、問い合わせてください。

提出期限

6月30日(水)

期限までに現況届の提出がない場合、6月分以降の児童手当が受けられなくなりますので、注意してください。

富山県ゆずりあいパーキング

(障害者等用駐車場)利用証制度をご存じですか

富山県厚生企画課 ☎444-3197

富山県福祉政策課 ☎443-2262

障害者や高齢者など歩行困難な方が利用証を車内に掲示することで、障害者等用駐車場の適正利用を誰もが確認できる制度です。制度が導入されている府県間では、利用証の相互利用ができます。

障害者等用駐車場の適正利用に、ご理解とご協力をお願いします。

利用証デザイン



車いす使用者
(青色)



車いす使用者以外
(緑色)

利用証の交付には申請が必要です

●窓口で申請を行う場合

対象者であることの確認書類(身体障害者手帳、母子健康手帳など)を持参し、次の窓口で申請してください。利用証は即日交付します。

対象者	申請窓口
けがまたは病気により歩行困難な方	福祉政策課(市役所3階)
身体障害者、知的障害者	障害福祉課(市役所1階)
高齢者などの要介護者	介護保険課(市役所3階)、長寿福祉課(市役所3階)
精神障害者、難病患者	保健所保健予防課(蛸川)、各保健福祉センター
妊産婦	各保健福祉センター

※各行政サービスセンター・地域福祉課でも、全ての対象者を受け付けています。
※代理申請の場合は、代理人の本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)が必要です。

●郵送で申請を行う場合

申請書に必要事項を記入の上、確認書類のコピーと返信用切手(140円)を同封し、富山県厚生企画課(〒930-8501 新総曲輪1-7)へ郵送してください。利用証は後日郵送されます。

申請書は窓口にあるほか、県ホームページからダウンロードできます。
対象者や必要書類など詳細は、ホームページをご覧ください。

[富山県ゆずりあいパーキング](#) [検索](#)

利用証の使用方法



ルームミラーの外側に利用証を掛けて、車外から見えるように掲示します。

◀使用イメージ

6月は環境月間・土砂災害防止月間です

環境月間

地域の自然や地球環境を守るために、家庭や職場で次のことに取り組みましょう。

●省エネに努めよう

- ・冷房時の室温は28℃、暖房時の室温は20℃を目安にする
- ・白熱電球をLED照明に切り替える
- ・アサガオなど、つる性の植物で窓を覆う「緑のカーテン」を設置する

●新エネルギーなどを活用しよう

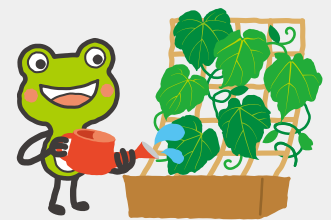
- ・住宅や施設に太陽光発電システムなどを設置する

●公共交通機関の活用やエコドライブを心掛けよう

- ・出掛けるときは電車やバスを利用する
- ・アイドリングストップやふんわりアクセルなどを心掛ける

●ごみの量を減らそう

- ・ごみの分別を徹底する
- ・3R(リデュース・リユース・リサイクル)を心掛ける



エコケロ

「チームとやまし」イメージキャラクター

富山県環境政策課 ☎443-2053

土砂災害防止月間

市内には、大雨や長雨などにより土砂災害が発生する恐れのある場所が1,300カ所以上あります。災害から身を守るため、「土砂災害ハザードマップ」などを活用し、危険な場所や避難場所を事前に確認しておきましょう。

また、避難の際に携行する非常持出品を日頃から準備しておきましょう。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、マスクなども準備してください。

詳細は、市ホームページ(「土砂災害対策」で検索)をご覧ください。

《土砂災害について》

富山県河川整備課 ☎443-2221

富山県土木事務所管理課

☎468-1641

《避難所について》

富山県防災対策課 ☎443-2181